

令和5年地方分権一括法における公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止

現行制度の概要

- 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)上、公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- また、公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価(年度評価)を受けなければならない。
- ※ また、公立大学法人においては、設立団体の長は6年間で達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、公立大学法人は中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、設立団体の長の認可を受けるとともに、公表しなければならない。

国立大学法人の制度改革

- 令和3年の国立大学法人法(平成15年法律第112号)の改正において、年度計画及び年度評価を廃止。
- 廃止後においても、国立大学法人の担う業務の公共性及び透明な業務運営を確保する観点から、中期計画に定める事項として、「教育研究の質の向上に関する目標」及び「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を追加。
- ※ 具体的には、例えば、中期目標期間終了時まで、「卒業生の県内就職率を年平均〇%以上にする」、「自治体や地元民間企業との共同研究契約数を年平均〇件以上とする」等、客観的な数値、取組内容や達成水準に関する指標を定めることとされている。

地方公共団体からの提案

- 今般、地方分権提案において、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の実施について、国立大学法人法の改正に倣い、廃止してほしい旨、地方公共団体から提案があった。
- 提案理由としては、公立大学法人及び設立団体が、毎年度の年度計画及び年度評価に関する業務により多大な事務量が生じており、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないことが挙げられた。

⇒令和5年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の改正を行い、公立大学法人に関しても、国立大学法人法と同様に、中期計画に定める事項として、中期目標(※)を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。

(※) 「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標」及び「業務運営の改善及び効率化に関する目標」

施行日：公布の日

【経過措置】

- ・ 令和5年度の末日までに開始した中期目標期間中はなお従前の例により、令和6年4月1日以後に開始する中期目標期間から新法を適用する。
- ・ 令和5年度の末日までに開始した中期計画に今回の改正で設けられる指標を追加した場合には、翌年度の年度計画、当該指標を設けた年度の翌年度に実施する年度評価から廃止する。

(施行日において既に当該指標を設けている場合には、令和6年度の年度計画、令和6年度に実施する年度評価から廃止。)